

寿都町 対話の場（第2回）

次 第

1. 日時：2021年6月25日（金）18：30～20：30
2. 場所：寿都町総合文化センター ウイズコム
3. 次第：
 - （1）挨拶
 - ・寿都町 町長 片岡 春雄
 - （2）会則（修正案）について（公開）
 - （3）ワークショップ
 - ・ファシリテーター紹介
 - ・「対話の場」の進め方について
 - ・地層処分について思うこと
（ファシリテーターの進行による対話・意見交換）
 - ・振り返り（公開）※振り返り以外は非公開

以 上

「対話の場」の進め方 について（ご提案）

2021年6月25日
ファシリテーター



【対話の場とは】

- 「**対話の場**」では、文献調査の進捗に関する報告、地層処分の技術的な内容やその安全性を含む事業に関する情報、地域の現状や将来の課題などについて情報共有や意見交換を行い、国やNUMOへの情報の提供依頼や提案などの活動を通じて議論を深めます。
- 「**対話の場**」の議論を様々な方法で公開することにより、対話の場に参加していない地域の皆さまにも地層処分事業への考え方や向き合い方を考える際のきっかけにしていきます。

【本日のワークショップについて】

今後の「対話の場」のテーマを検討するため意見を集約します。（1時間程度）

	項目	目安の時間 (分)	内容
①	「対話の場」の進め方に関する説明	5	「対話の場」の進め方と今日の手順を説明します。
②	不安や期待、課題や疑問を付せんへ書き出し	15	地層処分や文献調査、地域の課題について、不安や期待、疑問、対話の場で議論を深める上で今後必要なことについて、付せんに書いていきます。
③	模造紙へ貼り出し (1回目)	10	記入した付せんのうち、最も自分の気持ちを表すものを1枚選んで、スタッフに渡してください。意見の大きな分類を行います。
④	付せん内容の確認	5	補足事項などの確認をします。
⑤	模造紙へ貼りだし (2回目)	15	全ての付せんをスタッフが回収し、模造紙上で大きな分類カテゴリに沿って分類していきます。
⑥	まとめ	20	会員の皆さまからのご意見を整理します。 <u>この結果を今後の対話のプログラムの検討等に活かしていきます。</u>

【対話の場の進め方】

- 1) 会員の皆様のお考えに基づき民主的に運営します。
- 2) ファシリテーター及び事務局は中立公正な立場から、対話が円滑かつ民主的に進むようにお手伝いします。
- 3) 会員は、お互いの立場を尊重し、平等で居心地の良い場の構築に努めましょう。
- 4) 会員の方々は、必ずしも、所属団体等の代表であることに囚われる必要はなく、自由な対話となることをお互いに認識しましょう。

- 5) 会員は、対話の場で知り得た情報を外部に向けて発信を行うことができます。ただし、その際、自分以外の発言者を特定するようなことはやめましょう。
- 6) 会員は特定の個人や組織に対する批判、誹謗中傷は開催中だけでなく、終了後も含め、やめましょう。
- 7) 対話の場の議事の進行は、個人が特定できないように配慮しつつ、付せんや模造紙等を用い、わかりやすく記録します。
- 8) 基本的に、配布資料や7)で作成した記録及びその電子ファイル等は、個人情報保護に留意した上で公開します。

寿都町対話の場会則

寿都町が設置し、原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）と共同で運営する「対話の場」の会則を以下のとおり定める。

（名称）

第1条 この会の名称は、「寿都町対話の場」（以下、本会）とする。

（目的）

第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下、「地層処分事業」という。）に係る文献調査が令和2年11月に開始されたことを契機とし、町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由に率直な議論を深めていただくことを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）本会の開催とその活動内容等を町民へ報告・情報提供すること。
- （2）前条に掲げる議論を町の中でさらに拡大・展開するため、講演会や勉強会など様々な活動を企画すること。
- （3）その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動。

（会員）

第4条 本会の会員は、20歳以上の町内在住者で、町の指名により選定された20名程度とする。

- 2 会員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。
- 3 会員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。
- 4 会員の欠員その他必要な場合は、補充することができる。

（本会の構成）

第5条 本会は会員により構成する。

- 2 本会には、説明、質疑応答等のため、原則、国及びNUMOの職員を参加させるほか、地層処分事業への賛否に関わらず、有識者を会員の合議のうえ、講師として参加させることができる。

- 3 本会には、必要に応じ、合議のうえ、オブザーバーを参加させることができる。

(本会の進行等)

第6条 本会には、主に進行役を務めるファシリテーターを会員合議のうえで参加させる。

- 2 会員は本会において自由に発言することができる。その際、お互いの意見を尊重するものとする。
- 3 本会は、会員の合議に基づき進行する。なお、会の進行等について合意が難しい場合は、会員それぞれの意見を踏まえ、当該議題の内容に応じ、多数決など円滑な進行の観点から適切と思われる方法により進行することができる。
- 4 本会の運営を円滑に遂行するための事務的な作業については、町とNUMOにおいて分担して行うこととする。

(活動の公開)

第7条 本会の運営にあたっては、議論の内容が広く町民に伝わるようにするとともに、会員相互が忌憚なく自由闊達な意見交換を行えることに十分配慮する。

- 2 本会の公開方法については、当該議題の内容に応じ、会員の意向を踏まえ、選択する。

(費用負担)

第8条 本会の運営に必要な経費は町とNUMOが応分に負担する。

- 2 本会の開催にあたっては、会員等に、「寿都町委員等の報酬及び費用弁償条例」に準じて、謝金（交通費含む）を支払うことができる。
- 3 本会の開催に伴う会員等の事故等に備え、損害保険を担保する。

(会則の改正)

第9条 本会則の条文は会員の発議及び審議を経て改正することができる。

附則

この会則は令和3年4月14日から施行する。

- 会の設置者、運営者を明確化。
- 賛否に関わらず意見交換を深め、広く町民に情報提供する等の、会の目的・活動および進行方法を明確化。

第1回対話の場での会則案

(前文)

寿都町における「対話の場」の運営について、以下のとおり定める。

(名称)

第1条 この会の名称は、「寿都町対話の場」(以下、本会)とする。(修正なし)

(目的)

第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業(以下「地層処分事業」という。)について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く寿都町民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする。

2 本会は前項の目的の実現のため、会員の合議に基づき運営する。

(修正案第6条3項に記載)

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 本会の活動内容等を町及び町民へ報告・情報提供すること。

(2) 前条に掲げる議論を町の中でさらに拡大・展開するため、様々な活動を企画すること。

(3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動。

主なご意見

①対話の場の主催者は誰なのか。町なのかNUMOなのか。1回目は町で2回目からNUMOか。

②「地層処分の理解を深める」が目的での話し合いというのは、すでに地層処分に向かうという、そういう対話の場でしかない。

③将来ビジョンは対話の場で議論する問題ではない。町では、第8次総合振興計画が出来上がっており、議会で議論している。

④将来ビジョンは、寿都町が議会、産業団体やいろんな団体、福祉施設(団体)も含めて「寿都町をどうする」という議論から入るのが普通。この問題はNUMOがやるものではない。

⑤「会員の合議に基づき運営する」は、賛成反対がばらばらでそういう時の合議はどうするのか。

⑥「様々な活動」を企画とは曖昧である。

会則(決定)

(前文)

寿都町が設置し、原子力発電環境整備機構(以下NUMO)という。)と共同で運営する「対話の場」の会則を以下のとおり定める。

(目的)

第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業(以下、「地層処分事業」という。)に係る文献調査が令和2年11月に開始されたことを契機とし、町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由で率直な議論を深めていただくことを目的とする。

(本会の進行等)

第6条

3 本会は、会員の合議に基づき進行する。なお、会の進行等について合意が難しい場合は、会員それぞれの意見を踏まえ、当該議題の内容に応じ、多数決など円滑な進行の観点から適切と思われる方法により進行することができる。(原案第2条2項、第10条4項より)

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(2) 前条に掲げる議論を町の中でさらに拡大・展開するため、講演会や勉強会など様々な活動を企画すること。

- 会員は自由に発言できる旨を明確化。
- 賛否に関わらず、議論を深める上で必要な有識者等について、招聘可能である旨を明確化。

第1回対話の場での会則案

(組織)

第4条 本会は、町の指名により選定された20歳以上の町内在住者による20名程度の会員をもって構成する。

2 会員は、お互いの意見を尊重し、穏健な運営に努める。(修正案 第6条2項に記載)

3 本会には、会員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。(修正案第5条第3項に記載)

(会員の権利と責務)

第7条 会員は、本会において自由に発言することができる。ただし、発言は、本会の目的、及び活動内容に資するものに限ることとし、詳細は別途定める。

(修正案 第6条第2項に記載)

(任期)

第5条 会員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。

(修正案 第4条第2項に記載)

2 会員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。(修正案第4条3項に記載)

3 会員に欠員がある場合は、補充することができる。

(修正案 第4条4項に記載)

(ファシリテーター等)

第6条 本会には、主に進行役を務めるファシリテーターを参加させる。(修正案 第6条に記載)

2 本会には、説明、質疑応答等のため、原則、国及び原子力発電環境整備機構(以下「NUMO」という。)の職員を参加させる。(修正案 第5条2項に記載)

3 本会には、必要に応じて、オブザーバーを参加させることができる。(修正案 第5条3項に記載)

主なご意見

①自由に発言できると書きながら「本会の目的、及び活動内容に資するものに限る」というのは矛盾を感じる。

②賛否を問わず、会員が推薦する有識者を参加させるべきである。

③核のゴミの埋設に賛成する学者、反対する学者、中立の学者、原発を推進する学者など、NUMOが決めた人だけでなく、会員間で議論して呼べるようにしてほしい。

④「オブザーバーを参加させる」とはどんな形の参加になるのか 表現が曖昧である。

⑤会員を公募すべきである。

⑥若年層・女性も参加させるべきである。

⑦会員の欠員補充の場合も公募すべきである。

⑧ファシリテーターの選定には、会員間で合議すべきである。

会則 (決定)

(会員)

第4条 本会の会員は、20歳以上の町内在住者で、町の指名により選定された20名程度とする。

(本会の進行等)

第6条

2 会員は本会において自由に発言することができる。その際、お互いの意見を尊重するものとする。

(原案第4条2項より)

(本会の構成)

第5条

2 本会には、説明、質疑応答等のため、原則、国及びNUMOの職員を参加させるほか、地層処分事業の賛否に関わらず、有識者を会員の合議のうえ、講師として参加させることができる。(原案第6条2項より)

3 本会には、必要に応じ、合議のうえ、オブザーバーを参加させることができる。(原案第6条3項より)

第4条

2 会員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。(原案第5条1項より)

3 会員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。(原案第5条2項より)

4 会員の欠員その他必要な場合は、補充することができる。(原案第5条3項より)

(本会の進行)

第6条 本会には、主に進行役を務めるファシリテーターを会員合議のうえで参加させる。

- 活動の公開方法について、議題に応じて、会員の意向を踏まえて選択することを明確化。
- 謝金は他の一般的な町の会議ルールに倣って規定（強制ではない）。
- 会則の改正に係る規定を追加。

第1回対話の場での会則案

（対話の場の公開）

第8条 本会の運営にあたっては、会の透明性を確保するとともに、会員がそれぞれの立場を超えて相互に忌憚なく自由闊達な意見交換が行われることに十分配慮する（修正案第7条に記載）

（謝金）

第9条 本会の開催にあたっては、会員に、「寿都町委員等の報酬及び費用弁償条例」に準じて、謝金（交通費含む）を支払うことができる。

（修正案 第8条2項に記載）

2 本会の開催に伴う会員の事故等に備え、損害保険を担保する。

（修正案 第8条3項に記載）

（事務局）

第10条 本会の運営を円滑に遂行するため、事務局を設置する。（修正案第6条4項に記載）

2 事務局はNUMOが行い、運営に必要な経費については、NUMOが負担する。

（修正案 第8条1項に記載）

3 寿都町は事務局であるNUMOと連携し、協力する。（修正案 第6条4項に記載）

4 その他本会の運営に必要な事項については、必要に応じて 会員に諮る。

（修正案 第6条3項に記載）

主なご意見

①曖昧な形でなくきちんと公開する、どう公開するのかを会則に盛り込んでおかないと運用する側の思いでどうにでも取られる。

②状況に応じてマスコミを入れることができるとか、カメラを入れるとか、きちんと公開することを会則の中に入れるなど明確にして欲しい。

③謝金を受け取る訳にはいかない。

会則（決定）

（活動の公開）

第7条 本会の運営にあたっては、議論の内容が広く町民に伝わるようにするとともに、会員相互が忌憚なく自由闊達な意見交換を行えることに十分配慮する。

2 本会の公開方法については、当該議題の内容に応じ、会員の意向を踏まえ、選択する。

（原案第8条より）

（費用負担）

第8条

2 本会の開催にあたっては、会員に、「寿都町委員等の報酬及び費用弁償条例」に準じて、謝金（交通費含む）を支払うことができる。

（原案第9条より）

3 本会の開催に伴う会員の事故等に備え、損害保険を担保する。

（原案第9条第2項より）

第6条

4 本会の運営を円滑に遂行するための事務的な作業については、町とNUMOにおいて分担して行うこととする。（原案第10条1項、3項より）

第8条 本会の運営に必要な経費は町とNUMOが応分に負担する。（原案第10条2項より）

（会則の改正）

第9条 本会則の条文は会員の発議及び審議を経て改正することができる。

- 当初より町とNUMOが共催していくことを考えていたが、これをより明確にするために「共同で運営する」と記載。
- 文献調査自体が、地域のみなさまとの対話によって処分事業がどのようなものか知っていただくためのプロセス。地域のみなさまのご理解※なく、NUMOが放射性廃棄物を持ち込むことは一切無い。
※寿都町において、仮に概要調査以降の調査に進もうとする場合には、住民投票が行われることとなる。

確定版

(前文)
寿都町が設置し、原子力発電環境整備機構（以下NUMO）という。）と共同で運営する「対話の場」の会則を以下のとおり定める。

主なご意見

- ①町とNUMOが「共同で運営」に変更した理由を説明して欲しい。
- ②町とNUMOが共催などあり得ない。

会則における考え方

当初の会則案に「寿都町は事務局であるNUMOと連携し、協力する。」とあり、当初より「対話の場の設置は町が行い、町とNUMOが共催していくこと」を考えていたが、これをより明確にするために今回「共同で運営する」と記載した。

NUMOは地層処分事業の事業主体であるが、文献調査自体が次の概要調査に進むかどうかも含めて、町の中で議論・検討を深めるためのプロセス。こうした観点から設置される「対話の場」において、町の方々が必要と考える情報の提供や外部講師の招聘等を行うことを考えている。

【参考】

NUMOは放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことが目的の組織であるが、みなさまと対話活動を進めることが、最も重要な役割のひとつと位置づけている。

NUMOの経営理念－行動指針－においても、「事業に関する情報を積極的に公開し、分かりやすく説明するとともに、丁寧な対話を通じて皆様の声を真摯に受け止めて事業を進めます」と明示している。

- 会の目的に変更はなく、誤解を生んだ表現を改め、趣旨を明確化。
- 若年層、女性にあっていただく勉強会等を検討。

確定版

(目的)

第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下、「地層処分事業」という。）に係る文献調査が令和2年11月に開始されたことを契機とし、町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由に率直な議論を深めていただくことを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、20歳以上の町内在住者で、町の指名により選定された20名程度とする。
 2 会員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。
 3 会員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。
 4 会員に欠員**その他必要な場合は**、補充することができる。

主なご意見

会則の目的が変更されるのはあり得ない。

- ① 会員を公募すべきである。
- ② 若年層・女性も参加させるべきである。
- ③ 会員の欠員補充の場合も公募すべきである。

会則における考え方

目的自体を変えているわけではない。前回の議論を踏まえ、「理解を深める」など誤解を生んでしまった表現を改め、趣旨を明確化したもの。

会員は、公募の有無にかかわらず、最終処分事業に慎重な方々も含め、様々なスタンスの住民の方々にご参加いただく形とし、偏らない議論を進めていただきたいと考えている。
 そのうえで、会の目的を踏まえ、町議に加え、産業団体など、地域の将来を考える上で適切と考えられる方々に参加をお願いした。
 ご指摘のとおり、会員だけでなく、広く、若年層や女性も入っていただき議論を深めていくことも重要と考えており、これらの層に入っていただく勉強会等を検討していく。

- 会員間において自由に率直な議論を深めていただくため、お互いの意見を尊重。会員間の意向を踏まえ、当該議題の内容に応じ、公開方法を選択。

確定版

(目的)
 第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下、「地層処分事業」という。）に係る文献調査が令和2年11月に開始されたことを契機とし、町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由に率直な議論を深めていただくことを目的とする。

第6条
 2 会員は本会において自由に発言することができる。その際、お互いの意見を尊重するものとする。

(活動の公開)
 第7条 本会の運営にあたっては、議論の内容が広く町民に伝わるようにするとともに、会員相互が忌憚なく自由闊達な意見交換を行えることに十分配慮する。

2 本会の公開方法については、当該議題の内容に応じ、会員の意向を踏まえ、選択する。

主なご意見

- ①産業団体の長という立場では、対話の場で発言できない。団体内部には賛否意見があり、個人的な意見といっても、団体の総意と受け取られ、事業にも影響が出る。
- ②団体の長からの責任ある発言という縛りを解いてくれないと、自由闊達な意見交換はできない。
- ③全面公開すべき（非公開はあり得ない）。

会則における考え方

今回、町から産業団体の長のみなさまをはじめ、地域の将来を考える上で適切と考えられる方々に参加をお願いした。対話の場では、各会員は、自由に発言でき、その際の発言は、会員の所属組織の中にも様々な意見があることに鑑み、必ずしも組織を代表した意見ではないとの認識を共有したうえで、互いの意見を尊重するものとする。

また、公開の場では議論がしにくいとの意見もいただいていることから、公開方法については、議題の内容に応じ会員の意向を踏まえて選択できることとした。

—

そもそも、会則など必要ない。

細かい点まで必ずしもルールで縛る必要はないものと考えているが、前回の議論も踏まえ、対話の場を運営する上での基本的な考え方については、会則として、共通認識を持っていくことには意義はあるものと考えている。

以上